

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【公表番号】特表2018-528262(P2018-528262A)

【公表日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-037

【出願番号】特願2018-526282(P2018-526282)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/92	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/31	(2006.01)
A 6 1 K	8/36	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 K	8/26	(2006.01)
A 6 1 K	8/27	(2006.01)
A 6 1 K	8/19	(2006.01)
A 6 1 K	8/29	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 K	35/57	(2015.01)
A 6 1 K	36/185	(2006.01)
A 6 1 K	31/01	(2006.01)
A 6 1 K	31/19	(2006.01)
A 6 1 K	31/215	(2006.01)
A 6 1 K	36/47	(2006.01)
A 6 1 K	35/36	(2015.01)
A 6 1 K	35/644	(2015.01)
A 6 1 K	36/889	(2006.01)
A 6 1 K	36/73	(2006.01)
A 6 1 K	36/63	(2006.01)
A 6 1 K	33/30	(2006.01)
A 6 1 K	33/32	(2006.01)
A 6 1 K	33/06	(2006.01)
A 6 1 K	33/26	(2006.01)
A 6 1 K	33/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/9789	(2017.01)
A 6 1 K	8/9794	(2017.01)
A 6 1 K	8/98	(2006.01)
A 6 1 K	8/25	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/92
A 6 1 Q	19/00
A 6 1 K	8/31
A 6 1 K	8/36
A 6 1 K	8/37
A 6 1 K	8/26
A 6 1 K	8/27
A 6 1 K	8/19
A 6 1 K	8/29
A 6 1 P	17/02

A 6 1 K	35/57
A 6 1 K	36/185
A 6 1 K	31/01
A 6 1 K	31/19
A 6 1 K	31/215
A 6 1 K	36/47
A 6 1 K	35/36
A 6 1 K	35/644
A 6 1 K	36/889
A 6 1 K	36/73
A 6 1 K	36/63
A 6 1 K	33/30
A 6 1 K	33/32
A 6 1 K	33/06
A 6 1 K	33/26
A 6 1 K	33/00
A 6 1 K	8/9789
A 6 1 K	8/9794
A 6 1 K	8/98
A 6 1 K	8/25

**【手続補正書】****【提出日】**令和1年7月23日(2019.7.23)**【手続補正1】****【補正対象書類名】**特許請求の範囲**【補正対象項目名】**全文**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項1】**

組成物のうちの重量%量において：

(a) 約2.5%～約15% エミュー油；

(b) 約4%～約25% ホホバ油；

(c) 約25%～約75% の皮膚科学基剤；および

(d) 約10%～約40% の金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩を含む皮膚軟化組成物であって、

前記皮膚科学基剤は少なくとも2種の皮膚軟化薬を含み、そのうちの1種は石油化学製皮膚軟化薬であり、他の1種は天然の皮膚軟化薬であり、前記石油化学製皮膚軟化薬は白色軟パラフィンであり、前記天然の皮膚軟化薬はシアバター、蜜蝸、ラノリンおよびラノリンベースの皮膚軟化薬から選択される、皮膚軟化組成物。

**【請求項2】**

前記皮膚科学基剤は、組成物のうちの重量%で、約20%～約30%の間の白色軟パラフィンおよび約20%～約30%の間の天然の皮膚軟化薬を含み、前記天然の皮膚軟化薬はシアバター、蜜蝸、ラノリンおよびラノリンベースの皮膚軟化薬から選択される、請求項1に記載の組成物。

**【請求項3】**

前記天然の皮膚軟化薬はラノリンである、請求項1に記載の組成物。

**【請求項4】**

前記金属もしくは半金属は、アルミニウム、亜鉛、鉛、鉄、バリウム、スズ、チタン、ケイ素、ベリリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群より選択され得る、請求

項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 5】**

前記金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩は、酸化アルミニウム、酸化スズ、酸化亜鉛、酸化鉛、酸化ベリリウム、酸化鉄、酸化マグネシウム、酸化カルシウム、二酸化チタン、二酸化ケイ素、水酸化アルミニウム、水酸化亜鉛、炭酸マグネシウム、炭酸カルシウム、炭酸アルミニウム、炭酸亜鉛、炭酸鉄、および炭酸バリウムからなる群より選択され得、前記金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩は、酸化亜鉛、炭酸亜鉛、二酸化チタン、および酸化鉄（I II）からなる群より任意選択される、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 6】**

前記金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩は、少なくとも部分的に、カラミンとして前記組成物中に存在し、前記組成物は、金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩の重量%量を構成するカラミンの量および酸化亜鉛の量を任意で含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 7】**

前記組成物中の金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩は、約 5 % ~ 約 20 % の間のカラミンおよび約 5 % ~ 約 20 % の間のさらなる金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩を含む、請求項 6 に記載の組成物。

**【請求項 8】**

前記カラミンは、酸化亜鉛および酸化鉄を含み、前記さらなる金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩は、酸化亜鉛を任意で含む、請求項 7 に記載の組成物。

**【請求項 9】**

少なくとも 1 種の保存剤をさらに含み、前記少なくとも 1 種の保存剤は、ユーカリ油およびピロクトン塩もしくは誘導体から任意選択される、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 10】**

前記組成物のうちの重量%で、約 10 % ~ 約 15 % ホホバ油、約 5 % ~ 約 10 % エミューオイル、約 2 % ~ 約 5 % ユーカリ油、約 10 % ~ 約 15 % 酸化亜鉛、約 10 % ~ 約 15 % カラミン、約 15 % ~ 約 35 % の白色軟パラフィンおよび約 15 % ~ 約 35 % のラノリンを含む、請求項 1 に記載の組成物。

**【請求項 11】**

皮膚状態の処置および／または防止に使用するための皮膚軟化組成物であって、前記皮膚状態は、乾燥肌、おむつかぶれ、炎症、紅斑、乾癬性の発疹、褥瘡、アレルギー性の発疹、ざ瘡、酒さ性ざ瘡、軽度の皮膚感染症、および皮膚刺激による発疹からなる群より選択され、前記皮膚軟化組成物のうちの重量%量において、以下：

- (a) 約 2.5 % ~ 約 15 % エミューオイル；
- (b) 約 4 % ~ 約 25 % ホホバ油；
- (c) 約 25 % ~ 約 75 % の皮膚科学基剤；および
- (d) 約 10 % ~ 約 40 % の金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩、を含み、

前記皮膚科学基剤は少なくとも 2 種の皮膚軟化薬を含み、そのうちの 1 種は石油化学製皮膚軟化薬であり、他の 1 種は天然の皮膚軟化薬であり、前記石油化学製皮膚軟化薬は白色軟パラフィンであり、前記天然の皮膚軟化薬はシアバター、蜜蝋、ラノリンおよびラノリンベースの皮膚軟化薬から選択される、皮膚軟化組成物。

**【請求項 12】**

前記皮膚軟化組成物のうちの重量%で、約 10 % ~ 約 15 % ホホバ油、約 5 % ~ 約 10 % エミューオイル、約 2 % ~ 約 5 % ユーカリ油、約 10 % ~ 約 15 % 酸化亜鉛、約 10 % ~ 約 15 % カラミン、約 15 % ~ 約 35 % の白色軟パラフィンおよび約 15 % ~ 約 35 % のラノリンを含む、請求項 11 に記載の皮膚軟化組成物の使用。

**【請求項 1 3】**

皮膚軟化組成物を製剤化するための方法であって、前記方法は、エミュー油、ホホバ油、皮膚科学基剤および金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩を合わせ、混合して、以下の組成物のうちの重量%量：

- (a) 約2.5%～約15% エミュー油；
- (b) 約4%～約25% ホホバ油；
- (c) 約25%～約75% 皮膚科学基剤；および
- (d) 約10%～約40% 金属もしくは半金属の酸化物、水酸化物もしくは炭酸塩にある皮膚軟化組成物を形成する工程  
を包含し、

前記皮膚科学基剤は少なくとも2種の皮膚軟化薬を含み、そのうちの1種は石油化学製皮膚軟化薬であり、他の1種は天然の皮膚軟化薬であり、前記石油化学製皮膚軟化薬は白色軟パラフィンであり、前記天然の皮膚軟化薬はシアバター、蜜蝋、ラノリンおよびラノリンベースの皮膚軟化薬から選択される、方法。

**【請求項 1 4】**

前記合わせ、混合する工程は、40未満で行われる、請求項 1 3に記載の方法。